

## 令和2年 八潮市農業委員会 12月総会 議事録

- 1 開催日 令和2年12月23日(水)
- 2 開催時間 午後2時00分から
- 3 会場 市役所第二会議室
  
- 4 出席委員 9名  
会長 1番 大塚 一宏  
会長職務代理者 2番 小早川喜一  
委員 4番 渋谷 稔 11番 臼倉 正浩  
5番 荻野 恭子 13番 鈴木 隆  
7番 福岡 達則 15番 松田 淳一  
9番 飯山 敏行
  
- 5 欠席委員 6名  
3番 大野ヒロ子 10番 新井 孝美  
6番 齋藤 富子 12番 鈴木 新一  
8番 小倉 雅樹 14番 田中 幸夫
  
- 6 議事日程  
第1 会長挨拶  
第2 議事録署名人の選任  
第3 書記任命  
第4 議 事  
議案第21号 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの件(回答)
  
- 7 転用等届出受理報告  
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件  
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件  
報告第3号 農地転用許可後の工事完了届について
  
- 8 その他

9 農業委員会事務局職員

局長 恩田 秋弘

係長 清水 茂

主任 後藤 涼子

開会 午後 2時00分

### ◎開会の宣告

○事務局長 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、ただいまより八潮市農業委員会12月総会を開会いたします。

本日は、お手紙でお知らせさせていただきましたとおり、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮し、出席人数を削減して開催することとなりました。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に、「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とあります。

在任委員数は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。

本日の出席者は、会長、会長職務代理者ほか、議席番号が今回奇数の委員の皆様と、偶数番号でございますが、渋谷委員にはこの総会前に開催しておりましたみどりの学校ファーム推進協議会がありましたので、引き続き出席をお願いさせていただいております。渋谷委員含めまして9名となりまして、定足数に達しておりますので、本日の農業委員会は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、開会に当たりまして、大塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

---

### ◎会長挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。

大変お忙しい中、12月総会ということで出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、学校ファームの会議のほうに参加していた委員さんは、大変お疲れさまでした。

今年最後の総会ということなのに、全員で総会を開くことができないというのは、大変残念なことだと思います。早くコロナ感染者が少なくなるよう、政府に的確な判断をしていただいて、収束に向かっていけるようにしてほしいと思っています。

それから、資料の中に入っておりますが、違反転用対策重点の農地パトロールがございますので、皆さんご協力をお願いします。

本日は議案が少ないですけれども、最後までご協力よろしく願いいたします。

以上です。

○事務局長 大塚会長、ありがとうございました。

傍聴者の件でございますが、本日の傍聴者につきましては出席の方がおりません。ご報告申し上げます。

それでは、ここで、資料の確認をさせていただきます。

資料の不足、乱丁等がありました場合は、恐れ入りますが、手を挙げてお知らせいただきたいと思います。

- ①八潮市農業委員会 1 2 月総会次第 A 4 横
- ②生産緑地地区の都市計画の変更について (通知) (資料 - 1)
- ③令和 2 年度違反転用対策重点パトロールの実施について (資料 - 2)
- ④冬季パトロール報告書 (用紙、地図、返信用封筒)
- ⑤農業委員・農地利用最適化推進委員における全国農業新聞の皆購読の推進について (申込書付チラシ・新聞付) (資料 - 3)  
(購読者は、配付無し)

⑥葛西だより第44号

まず、葛西だよりを見ていただきますと、表紙に古利根堰の写真が出ております。現在、市のほうからも負担金を出して耐震工事を進めております。

1 ページを開いていただきますと、理事長の挨拶ということで、理事長、三ツ林裕己様になっておりますが、このところで土地改良区のほうから通知が来ておまして、三ツ林様が、9月18日付で内閣府の副大臣に就任いたしましたので、現在、理事長職務代理者ということで、副理事長の〇〇〇〇様が務めていただいているところでございます。

あと、6 ページをお開きいただきますと、総代の任期満了に伴う改選のお知らせということでございます。こちらのほうの事務手続が、ここに書いてありますように12月3日から12月4日の2日間ということで、立候補届出期間があり、期限がもう終わりました、12月11日付で当選が確定されております。第3選挙区は、22名の定数となっておりますが、八潮市からお一人、委員ということでなっております。お名前のほうは告示されておりますのでご紹介させていただきますが、八条の〇〇〇〇様が今回選任されているところでございます。

⑦かすかべのうりんナビ

こちら、後でまたゆっくり見ていただきたいと思います。1枚開いていただきますと、先ほどもちょっとお話が出ておりましたが、2ページの右上ですけれども、農産物の盗難のご注意ということで、まだまだ春日部農林管内でも盗難が発生しているということですので、皆様も十分気をつけていただきながら、また、園芸協会さんのほうでは盗難防止ののぼり旗を今作っていただいている、これから掲示させていただきながら注意喚起をしていきたいと思っております。そのような形で、皆さんのほうもご注意していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、7点ということで、資料の漏れ等はなかったでしょうか。

ないようですので、資料の確認を終わらせていただきます。

それでは、次第に基づきまして議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第4条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する」とうたわれておりますので、大塚会長に議事の進行をお願いしたいと思います。

それでは、次第3の議事録署名人の選任から次第7のその他まで、どうぞよろしく願いいたします。

---

#### ◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づき進めたいと思います。

次第3の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいですか。

—— 委員より「はい」の声あり ——

○議長 ありがとうございます。

それでは、7番、福岡達則委員、11番、白倉正浩委員をお願いいたします。

---

#### ◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命についてでございますが、恩田事務局長にお願いします。

○事務局長 はい、分かりました。

---

#### ◎議案第21号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第5、議事に入りたいと思います。

議案第21号 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの件（回答）について、2件ございますが、続けて事務局より説明をお願いします。

○事務局 まず、次第の1ページをご覧ください。

議案第21号 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの件（回答）になります。

番号1、買取り申出する生産緑地の所在、〇〇〇丁目〇-〇、地目、畑、地積〇〇平米、

同じく〇ー〇、畑、〇〇平米、〇ー〇、畑、〇〇平米、〇ー〇、田、〇〇平米、合計〇〇平米、用途地域、第一種中高層住居専用地域、土地所有者住所・氏名、〇〇〇丁目〇ー〇、〇〇〇〇、買取り希望価格はご覧のようになっています。

場所のほうは、隣の2ページなんですけど、こちら、9月の総会で主たる従事者の証明をした際と、11月、生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの依頼をした際に説明させていただいておりますので、詳しい説明は省かせていただきます。ご覧のような場所になっております。

次に、1枚めくって3ページのほうをご覧ください。

番号2になります。買取り申出する生産緑地の所在、〇〇〇字〇〇〇〇、地目、畑、地積〇〇〇平米、用途地域、第一種住居地域、土地所有者住所・氏名、〇〇〇〇〇ー〇、〇〇〇〇、買取り希望価格はご覧のようになっております。

場所は、隣の4ページになります。同様に、説明を省略させていただきます。

こちら、2件とも本日まで買取り申出の報告が来ておりませんので、あっせんの件につきましては、買取り申出なしということで回答したいと思いますので、ご確認をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局より生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの件について説明がございましたが、何かご質問、ご意見がありましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

———— 委員より意見なし ————

○議長 よろしいですか。

それでは、議案第21号につきましては、買取り申出なしということで、よろしくお願いたします。

---

### ◎転用等届出受理報告

○議長 次に、次第6の転用等届出受理報告についてでございます。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について1件、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について2件、報告第3号 農地転用許可後の工事完了届について1件でございます。

今月は件数が少ないですが、会議時間短縮のため読み上げはなしにしますが、何かご質問

がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。次第の5ページから7ページになります。

事務局で、何か問題というか、ちょっとこれは初めて出るような件だとか、そういうのはありますか。

○事務局 特にございません。

——— 資料確認 ———

○議長 ありませんか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、転用等届出受理報告は終わりとします。

---

### ◎その他

○議長 続きまして、次第7、その他にまいります。

その他につきましては、報告事項が2件、依頼事項が3件ございます。

初めに、報告事項、1件目、生産緑地地区の都市計画の変更について、事務局より説明がございます。

○事務局 資料1のほうをご覧ください。

こちらは、9月の総会で公園みどり課に総会に出席していただきまして、生産緑地地区の変更の案を農業委員会で説明していただいて、農業委員会より意見したところなんですけれども、その後、こちらが都市計画の変更手続が終了しまして、全て議案どおり決定しましたというお知らせの文書になります。

区画整理事業に伴う面積の減少や買取り申出に伴う廃止、また追加指定ですね、こういったものを含めて10か所ほどあったんですが、そちらのほうで正式な手続を経て決定しましたという報告になります。

以上です。

○議長 次に、依頼事項1件目、令和2年度違反転用対策重点パトロールの実施について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料2のほうをご覧ください。

こちら、違反転用対策重点パトロールということで、毎年県のほうから依頼が来ているものになります。

この重点パトロールの期間というのは、県全体ですと、11月下旬から年を越えて2月下旬の、その間にやってくださいというものになっておりまして、以前は農業祭のときに全員集

合していただいて、合同パトロールをやっていたいただいた時期もあるんですけども、近年は、1月の総会までの間にそれぞれパトロールしていただいております。

何名か、何班かにまとまって総会の前にやったときもあるんですけども、今年は特にコロナ禍でもありまして合同パトロールは難しいと思いますので、それぞれ個人個人でパトロールをしていただく形を取っていただきたいと思いますと思っております。

今回のパトロールは、9月にやりました遊休農地、耕作放棄地を探すなどのパトロールとは違って、違反転用とか不法投棄とか、そういったものが対象のパトロールとなります。時間を見つけていただいて、パトロールしていただき、異常がなかったら異常なしということでは構いませんので、お配りした地図を参考に回っていただきまして、お願いしたいと思います。地図のほうに番号などいろいろ入っている地図もあるかと思いますが、それは、耕作放棄地とかそういうのを対象にしたときのチェック場所になるので、気になさらずにいただいております。

報告書のほうにも、3日分ぐらい書くようになってはいますが、これ、3日やっってくださいということではありませんので、一度やって、一回りしていただければ結構です。忙しいので、場所が広がったりすると2日とか3日にわたってやる場合もあると思うので、その場合は2行使っていただいて結構なんですけれども、そういった形でやっていただいて、1月の総会までに報告していただきたいところなんですけど、このままの流れでいきますと、来月も人数を半減して開催するようになる可能性があります。そうしますと、今日出席されています議席ナンバー奇数の委員の皆さんは、来月欠席いただく形になる可能性もあると思いますので、返信用の封筒を資料の中に入れておきましたので、そちらのほうに報告書を入れて返送していただければと思います。

年末年始の非常にお忙しいところ恐縮ですが、来月25日までに報告いただければ結構ですので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長 ただいま、重点パトロールの説明がありましたが、何かご質問ございますか。

はい、どうぞ。

○9番（飯山敏行委員） パトロールの説明なんですけれども、ちょっとお聞きしたいんですけども、前回ちょっとうっかりして提出してしまったんですけども、私のほうの地域には、河川なんですけれども、私の地域には国交省管轄があるんですよ。そのところが非常にゴミが投棄されていて、それを前回指摘したんですけども、今回の場合は、国交省管轄のところは見なくていいということですか。

○事務局 それは、もし農地に影響があるようであれば報告していただいて、こちらのほうから国交省のほうにお願いすることもできるかと思うので、農業経営に影響がある場合は、報



告していただければと思います。

○9番（飯山敏行委員） 分かりました。ありがとうございます。

○議長 ほかにございますか。

私からなんですが、この資料の2の実施方法の中で、最後のほうに任意の5日間を定めるものとし、書いてあるので、この報告書に書く日付は、この任意の5日間の日付を入れたほうがいいかな、どうなのかなという。それには、任意の5日間を決めないといけないので。

○事務局 報告書のほうに、日付がひょっとしたら入っちゃっているかなと思うんですけども、提出日、右上のほう。日付は気になさらないで結構です。

実施要領の5番の報告方法の下のほうに書いてあるんですけども、実施回数とはパトロールを実施した回数であり、例えば、1日に3組パトロールをした場合は3回とする、こういう数え方をしているようなので、皆さんの報告書が集まってきたら、事務局のほうで実施要領に沿うような形で報告書を作成しますので日付は気になさなくて結構です。

○議長 日付は別に、次回の1月25日までにやった中の日付でよろしいですか。

○事務局 はい。

○議長 分かりました。

ほかに質問ございますか。分からないところ。

——— 委員より意見なし ———

○議長 大丈夫ですね。

それでは、パトロールは1月になってもできますので、くれぐれも事故のないように、気をつけてパトロールされるよう、よろしく願いいたします。

次に、依頼事項2件目、農業委員・農地利用最適化推進委員における全国農業新聞の皆購読の推進について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料3のほうをご覧ください。

こちらは、令和元年なんですけれども、全国農業委員会会長代表者集会の際に、「「情報提供」活動の一層の強化に関する申し合わせ決議」というのが行われまして、その中で、全国の農業委員と農地利用最適化推進委員は、全国農業新聞をみんなが購読することを基本にして、委員会活動を一層強化することということが決議されたそうです。これを受けまして、まだ購読されていない皆さんは、どうか取ってくださいという、そういうお願いの文書でありますので。

うちのほうは、会長と、あと小倉委員と臼倉委員のお宅で取られているところなんですけれども、今回、サンプルの新聞が取られていない方に配られておりますので、ご覧になりまして、希望される場合は、このブルーの用紙に、申込用紙が付いておりますので、事務局の

ほうにお届けいただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ちなみに、私が取り始めた時の会長さんが、皆さん取りなさいということで、それで、その当時の委員さんは全員取りました。農業委員を辞めた時点で、やめることもできますので、何とか皆さん、ご協力お願いします。

次に、依頼事項3件目、1月の八潮市農産物放射能濃度の測定について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 八潮市農産物放射能濃度の測定ですが、1月が農業委員会の担当の回に当たりまして、本日ご協力いただける方を決めていただければと思います。今回、八条地区からの選出ということでお願いしたいと思っております。

日にちなんですが、1月12日火曜日午前中、詳しい時間につきましては、後日担当職員から連絡が入りますので、1月12日火曜日にご協力いただける方、限られてきてしまうかとは思いますが、この場で決めてくださるよう、よろしくお願いいたします。

○議長 本日の出席者の八条地区の委員さんは、私と飯山委員の2人なので、どうでしょうか。

○9番（飯山敏行委員） いいですよ。

○議長 いいですか。

○9番（飯山敏行委員） はい、大丈夫です。

○議長 じゃ、飯山委員にお願いいたします。

○事務局 よろしく申し上げます。

○議長 次に、報告事項2点目、先月の総会におきまして、農地に係る税金について話題となりました。その後の報告について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 前回の総会のときに委員の皆様から、農地についての課税の状況についてということでご質問ありまして、担当課のほうに、確認しましたので、報告をさせていただきたいと思っております。

まず、前提としてということで、課税地目の認定でございますが、こちらは、農地とか宅地、鉱泉地、池、沼とか山林、牧場、原野以外ということで、これら以外のものを雑種地として認定することとされております。地目の認定をする時期ですが、固定資産税の賦課期日が、税法上で1月1日とされております。従いまして、評価の基本となる地目の設定は、賦課期日である1月1日現在の土地の利用状況及び利用目的に重点を置いているということでございます。

土地の地目については、登記簿に登録されておりますが、登記簿上の地目と現況の地目とが必ず一致していない場合があるかと思いますが、土地評価上の課税地目は、実地調査によ

る認定ということで、現場を見るということです。地方税法上では、適切な評価を確保するために、固定資産税の状況については、毎年少なくとも1回、実地調査を行わなければならないと定められております。大体12月から1月にかけて、市の職員が現地を歩きながらとか、自転車で現場を見て、地目を認定しているということでございます。

前提でございますが、農地とは、耕作の用に供される土地をいいまして、肥培管理を行って農作物を栽培する土地をいうものであるということが、前提条件でございます。

固定資産税の基準解説という解説本があるんですが、その中では、休耕している農地の地目は、一時休耕のような場合を除き、全く耕作がなされず、長期にわたって放置され、雑草等が生育し、農地に復元し得ないような状態にある場合は、雑種地とするべきであるとされております。

また、その本の中で現況地目については、現況が雑草の生い茂った土地であれば、周囲の状況にもよりますが、一般的には雑種地として認定すべきであるということで書かれております。市としましては、一時的な休耕の場合は、農地として認定し、全く耕作がなされず、長期にわたって放置され、雑草が生育し、容易に農地に復元し得ないような状況にある場合には、雑種地として認定して、課税については、売買実勢価格だとか実例価格だとか、そういう近隣の宅地に批准した形で評価されるということになるそうです。

また、休耕の期間でございますが、原則として、休耕地は、農地と認定することが適当と考えられますが、しかしながら、休耕している期間が長期で、かつ、雑草等が生い茂っていると、容易に農地に復元し得ないような状況になった土地については、農地として認定し難いことから、雑種地として認定することになると。また、休耕期間が長期とは、何年程度かというご質問があるみたいなんですけど、これにつきましても、そもそも地目の認定は賦課期日現在の利用状況により、その土地の現況を判断し、適切な地目を付することとされていることから、一律に何年間休耕している土地は雑種地とするというような基準を、あらかじめ設けることは適切でないと考えられているそうです。従いまして、毎年1回の現況調査により、当該土地の状態が農地とは認め難くなった時点で、相応の地目を付することとなるものであると言われております。

そのほかにも、生産緑地の件とかもございまして、このような状況の中で、八潮市では、今申し上げました内容で課税地目の認定を行ってございまして、課税対象となる土地が耕作の用に供される土地として、肥培管理を行って農作物を栽培するものと認定できる場合には農地として課税し、そうでなければ雑種地として課税しているところでございます。また、課税地目の認定に際しましては、農地には、休耕期間があることを考慮の上、その認定を行うこととしていますが、国からは、先ほど申し上げました、地目の認定は賦課期日現在の利用状況により、その土地の現況を判断し、適切な地目を付することとされています。一律に何年

休耕している土地は雑種地とするというような基準を、あらかじめ設けることは適切でないということで、市のほうも考えが示されていることを考慮の上、毎年1回は実地調査等により当該土地の状態が、農地とは認め難くなった時点で、相応の地目を付することとしているそうです。

このような形で、賦課期日を基準とする実地調査は、直ちに次年度の固定資産税を決定するものとなりますので、そのため、当該調査の結果により、農地から雑種地に変更する旨を通知、その後、当該の土地に係る肥培管理を行ったとしても、次年度の課税上の地目は雑種地となってしまいますこととなります。

これは、前回の中で、1月1日に調査して雑種地だった、でも、納税通知書は4月、5月ぐらいにできるので、この間、私のほうで縦覧というようにお話ししたと思うんですけども、その期間に行けば直るのかなと、言ったかと思うんですけども、そうではなくて、賦課期日が1月1日なので、そのときに現場を見て、まだ草がちょっと生えていたぐらいであれば雑種地と見ないけれども、どうもこれ、数年耕作していないという判断であると、雑種地として課税してしまいますので、その後、例えば、耕して畑だよと言っても、1月1日が基準日なので、その年の1年分の税金は雑種地で課税されますよということは、説明しておいてくださいということを、担当から言われております。

ですから、農家の方にお伝えしていただきたいんですが、やはり、農業委員会でも遊休農地のパトロールをちょうど10月、11月ぐらいにやっていますけれども、そのお話が来た頃には耕していただければ、航空写真を撮ったり、あと現場で歩きながら見て調査してやりますので、その前に、もし心配な方はちゃんと耕していただければ、雑種地として判断されないのかなということだそうです。先ほど言ったように、ちょこっとした草ぐらいですと雑種地には見ないで、何年も耕作していないような状況かで判断するということですので、注意していただければと思います。

説明のほうは以上ですが、何かご質問ありますか。

○9番（飯山敏行委員） 一ついいですか。

農地パトロールで回ってしまして、地区内の、近所の方、地権者の方とばったり会うことがあるんですけども、実際、うちのほうで耕作放棄されているようなところというのは、大体自然林が生えちゃっているんですけども。やはり、草ぐらいであれば、自分で業者を頼んできれいにすることはできるんですけども、自然林が生えちゃったら、それは本人が悪いんですけども、自然林をもし伐採してきれいにするんであれば、やっぱり数百万円かかると思うんですが、ちょっと急いでいるから、そういうお金が出ないから、八潮市さんで払ってくれないかって、よくそういうことを言われるんです。

八潮市さんの見解としては、個人であれば、ちゃんとその人が責任を持つというのが前提

ですよ。

○事務局 そうですね。木が生えちゃった方は、自分で伐根していただいて耕すということですよ。

○9番（飯山敏行委員） すごく言われるんですよ。八潮市さんのほうでやっちゃって構わないから、この木、お金かかっちゃうから。心の中では、あなたがそこまでしたからいけないんでしょうとは思いますが。草のうちにやっておけば、森林にはならないですね。非常によく言われるんです。

○1番（大塚一宏委員） 雑種地課税されて、慌ててうなったり何なりして戻したら、戻した時点で、次の1月1日できれいになっていたら、また農地課税に戻るんですか。

○事務局 そうですね。

○4番（渋谷 稔委員） 戻ると思う。畑にしようと思って、乾かして、ちょっと草が生えてきたんだけど、それでかけられた。何でって、おやじが5月に固定資産税の通知を見たら雑種地となっているから、何で農地にするように埋めた土地が、なぜ雑種地になるんだって。そうしたら、草が生えていたから、雑種地だと思ったって言われた。こっちは畑にしようと思って埋めて、乾くのを待っていて、腰とかまでは生えていないよ。10センチぐらい生えたかなでもかけられるから、その尺度、今は分かんないけれども、昔は、それぐらいの尺度があったんで、ちょっとそれは分からないですね。

○9番（飯山敏行委員） 管理して、現状トラクターでうなったら、戻るんですね。

○事務局 戻りますが、戻るといっても、その年は駄目ですね。

そのほかに、農転とかかけたりするときに介在畑と言って、ちょっと専門的な用語がありまして、市街化区域内の農地で生産緑地にしていないところは宅地並み課税ということをよく聞くと思うんですが、隣同士でも税額が変わってきます。介在畑というのは、農転をかけて、農地以外のものにいつでもできるような状態になっているところが畑になっていても、それは宅地の評価みたいな形になって、税金が高くなるんです。

あと、市街化区域の中で、生産緑地にしていないで通常の農地でやっている方もいると思うんですが、そういう方も、すぐ宅地にできる状況にあるという意味で、税金がちょっと高い。生産緑地の話のときによく聞かれると思うんですが、何百倍に高くなるということも書いてあるんですが、そこはちょっと説明を省かせていただきました。

説明については以上でございます。

○議長 質問は大丈夫ですか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようなので、次第7、その他については以上となります。

最後に、次回の日程について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次回は、令和3年1月25日月曜日、午後2時から、今回と同じ市役所第二会議室で総会を開かせていただきます。

また、日にちが近づきましたらお知らせしますが、新型コロナウイルスの感染状況が収まらない場合は、次回は偶数の番号の委員さんの出席をお願いすることになるかと思えます。

1月25日月曜日に予定しております。よろしくお願いいたします。

○議長 最後に、皆様から全体を通して何かございましたらお願いします。

——— 委員より意見なし ———

○議長 特にないようですので、これで議長の席を降ろさせていただきます。

皆様、ご協力ありがとうございました。

○事務局長 大塚会長、議事進行、大変お疲れさまでした。また、委員の皆様には、慎重審議をいただきまして誠にありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○事務局長 それでは、閉会の言葉を小早川会長代理よりお願いいたします。

○会長代理（小早川喜一委員） 委員の皆様には、師走の何かとご多忙の中、八潮市農業委員会12月総会にご出席いただきまして、またご審議いただきましてありがとうございます。

今年もあと僅かとなりましたが、令和2年は、2月のクルーズ船から始まったあの騒ぎで、本当にコロナウイルス一色になりました。間もなく令和3年がやってくるわけでございますけれども、何とか希望のある年であってほしいなと願うばかりでございます。皆様も、寒さ厳しい折でございますので、体調に、そしてウイルスに感染なさらないようにお気をつけいただきまして、新しい年、新年を迎えていただければ幸いです。

以上をもちまして、八潮市農業委員会12月総会を閉会といたします。

○事務局長 ありがとうございました。それでは、これにて散会といたします。

今年1年、どうもありがとうございました。また来年もよろしくお願いいたします。

閉会 午後 2時50分